

平成 3 1 年 2 月 臨時会 議事録

- ・開催日時 平成 3 1 年 2 月 1 9 日 (火曜日) 9 時 5 0 分 ~ 1 2 時 1 5 分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者 (委 員) 中野委員長 松尾委員 内田委員
(事務局) 山崎事務局長 角田副事務局長 古沢人事主幹
前田係長 安田係長 江口係長 光富主事 安心院主事

議事事項

1 地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づく意見について

2 月定例県議会に提案された 5 件の条例 (案) について、佐賀県議会議長から地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づき意見を求められたため、内容を検討した結果、異議がない旨回答することを決定した。

【説明】

乙第 2 号議案 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 (案)

1 改正の理由

農業大学校等において勤務する職員で新設された研究支援の職 (農業 : 高卒程度) にあるものが、現場における実習指導に従事した場合に特殊勤務手当 (教務手当) を支給する等のため。

2 改正の内容

(1) ア 「有田窯業大学校」を「窯業技術センター」に改正。

(第 4 条第 1 項第 2 号関係)

イ 農業大学校、果樹試験場又は畜産試験場に勤務する職員 (果樹試験場に勤務する職員にあっては、職員給与条例第 3 条第 1 項第 3 号に規定する研究職給料表の適用を受ける者を除く。) が、現場における実習指導に従事した場合に教務手当を支給。 (第 4 条第 1 項第 5 号関係)

(2) 上記 (1) イの手当額の上限 (業務に従事した日 1 日につき)

350 円 (農業大学校に勤務する職員にあっては、現場における実習指導にのみ従事した場合。) (第 4 条第 3 項第 1 号及び第 2 号関係)

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

4 検討内容

(1) 上記2(1)アについて

有田窯業大学校が有している窯業に関する人材育成機能は、平成28年4月1日に設置された佐賀大学芸術地域デザイン学部及び佐賀県窯業技術センターに移行した。

平成28年4月1日以降、移行された窯業技術センターでの人材育成機能は、本務を有田窯業大学校とする職員が兼務し対応してきたところであるが、有田窯業大学校が平成30年度末で廃止となり、平成31年4月1日以降は窯業技術センターを本務とする職員が対応することに伴う改正であり適当であると考えられる。

(2) 上記2(1)イ及び(2)について

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつその特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給する手当であり、これまで国及び他の都道府県の状況並びに社会情勢等を踏まえ、随時見直しが行われてきたところである。

農業に関する現場における実習指導の業務については、これまでは主に現業職員が行っており、当該業務を行った現業職員に対しては、特殊勤務手当(教務実習手当)として1日につき350円を支給しているところである。

平成31年4月1日から研究支援の職(農業:高卒程度)が新設されることに伴い、これまで主に現業職員が行っていた現場における実習指導の業務について、農業大学校、果樹試験場又は畜産試験場に勤務する一般職員においても行うこととされている。

現業職員が行う現場における実習指導業務の特殊性(専門的な知識、技術を用いて生徒等に高度な指導、訓練を行うものであり精神的緊張が著しい)と、一般職員が行う現場における実習指導業務の特殊性は同等であるものと考えられることから、一般職員に特殊勤務手当を支給し、当該手当額の上限を350円とする今回の条例改正案は適当であると考えられる。

以上のことから、異議ないものと認められる。

乙第3号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(案)

1 改正の理由

労働基準法の改正を踏まえ、正規の勤務時間以外の時間における勤務(以下「時間外勤務」という。)に係る規定を整備するとともに、早出遅出勤務をすることができる職員の範囲を見直すため。

2 改正の内容

- (1) 時間外勤務に関する規定を設ける。(第6条の2及び第7条の2関係)
- (2) 早出遅出勤務の対象条件を撤廃する。(第7条関係)
- (3) 佐賀県職員給与条例ほか3条例について、所要の改正を行う。

3 施行期日

平成31年4月1日

4 検討内容

時間外勤務に関する規定については、民間労働法制において時間外労働の上限が設けられた趣旨並びに国家公務員に係る人事院の措置及び本県の人事委員会報告に鑑み、時間外勤務の上限等を設けるため、所要の規定の整備を行うものである。

条例の改正等に関しては、総務省から、地方公務員においても、地方公務員法第24条第4項における「均衡の原則」により、国家公務員の措置等を踏まえ超過勤務命令を行うことができる上限を定めるなど所要の措置を講じるよう通知がなされている。改正内容も総務省から技術的助言として示された条例参考例に倣ったものとなっている。

また、早出遅出勤務の対象職員を拡大することは、職員の働き方の多様化を促進し、長時間労働の縮減にも寄与するものとする。

以上のことから、条例（案）の内容は適当であり、異議はないものとする。

乙第 10 号議案 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例（案）

1 改正の理由

義務教育費国庫負担金の算定方法の見直しが行われることに伴い、佐賀県公立学校職員に対して支給する教員特殊業務手当の額を改定するため。

2 改正の内容

(1) 教員特殊業務手当に係る規定を整理する。(副校長及び教頭を削除。)
(第8条第1項関係)

(2) 教員特殊業務手当の額を以下のとおり改定する。
(第8条第2項第4号関係)

業務内容	(現行)	(改正案)
部活動指導業務(第4号)	3,600円/日以内	2,700円/日以内

3 施行期日

平成31年4月1日

4 検討内容

2(1)について

教員特殊業務手当は教職調整額の支給者に支給することとされており、教職調整額は教育職員(校長、副校長及び教頭を除く)に支給されていることから、2(2)の改正に合わせ、規定を整理(副校長及び教頭を削除)するものである。

2(2)について

平成30年10月10日の人事委員会報告において、教育職員の給与について「本県においても、国の検討状況等を注視しつつ、メリハリある教員給与体系を実現すべく引き続き検討していく必要がある。」と言及したところである。

国においては、真に頑張っている教員を支援することにより、教員の士気を高め、教

育活動の活性化を図るため、教員の給料や諸手当等の在り方を見直し、それぞれの職務に応じてメリハリある教員給与体系の確立に向けて検討が進められている。

今般、義務教育費国庫負担金について、部活動指導に係る手当の最高限度額の算定方法の見直し（土日4時間程度3,600円 土日3時間程度2,700円）を行うこととされている。この見直しは、平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び平成30年12月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」において、1日の活動時間は、長くとも学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とされたことを踏まえたものである。

本県教育委員会においても、スポーツ庁が策定したガイドラインを受け、平成30年8月に「運動部活動の在り方に関する方針」を策定した。この方針では、スポーツ庁策定のガイドラインと同様、1日の活動時間を示して（ ）おり、各学校において適切な対応を図っていくこととしている。

（ ）文化部活動についても運動部活動の在り方に関する方針に準じて取り扱うこととされた。

今回の改正内容はこの方針及び義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の見直しを踏まえ、部活動指導業務に係る手当額の上限を3,600円から2,700円に見直すものである。

給与制度は、公務としての近似性・類似性を重視して国家公務員及び他の都道府県の給与制度の均衡を基本としており、今回の改正内容は義務教育費国庫負担金の算定基準を踏まえた内容となっている。

以上のことから、改正条例（案）の内容は適当であり、異議ないものとする。

乙第27号議案 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（案）

1 改正の理由

平成30年10月10日付け佐賀県人事委員会勧告に鑑み、佐賀県職員の給与改定等を行うため。

2 改正の内容

(1) 佐賀県職員給与条例の一部改正

	改正の内容	摘要	該当条項
ア	医師及び歯科医師の初任給調整手当の上限額の改定 医療職給料表（一）適用職員 月額414,300円 414,800円	H30 勧告 どおり	条例第1条による改正後の第7条の3
イ	宿日直手当の勤務1回に係る上限額の改定 普通宿日直4,200円 4,400円 等	H30 勧告 どおり	条例第1条による改正後の第16条の2
ウ	平成30年の勤勉手当の支給割合の改定 6月期の勤勉手当の支給割合 再任用職員以外 90/100 上記のうち特定幹部職員 110/100	H30 勧告 どおり	条例第1条による改正後の第17条の4

	再任用職員 42.5/100 上記のうち特定幹部職員 52.5/100 12月期の勤勉手当の支給割合の改定 再任用職員以外 90/100 95/100 上記のうち特定幹部職員 110/100 115/100 再任用職員 42.5/100 47.5/100 上記のうち特定幹部職員 52.5/100 57.5/100 給与法改正に準じた規定の整理		
工	平成 30 年公民較差による給料表の改定	H30 勧告 どおり	条例第 1 条による改正 後の別表第 1 ~ 第 4 (第 3 条関係)
オ	平成 31 年 6 月期以降の期末手当の支給割合の 改定 (6 月期、12 月期の割合を平準化) 再任用職員以外 6 月 122.5/100、12 月 137.5/100 130/100 上記のうち特定幹部職員 6 月 102.5/100、12 月 117.5/100 110/100 再任用職員 6 月 65/100、12 月 80/100 72.5/100 上記のうち特定幹部職員 6 月 55/100、12 月 70/100 62.5/100	H30 勧告 どおり	条例第 2 条による改正 後の第 17 条
カ	平成 31 年 6 月期以降の勤勉手当の支給割合の 改定 (6 月期、12 月期の割合を平準化) 再任用職員以外 6 月 90/100、12 月 95/100 92.5/100 上記のうち特定幹部職員 6 月 110/100、12 月 115/100 112.5/100 再任用職員 6 月 42.5/100、12 月 47.5/100 45/100 上記のうち特定幹部職員 6 月 52.5/100、12 月 57.5/100 55/100	H30 勧告 どおり	条例第 2 条による改正 後の第 17 条の 4

(2) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

	改正の内容	該当条項	
		摘要	
キ	平成 30 年の期末手当の支給割合の改定 6 月期の期末手当の支給割合 165/100 12 月期の期末手当の支給割合の改定 165/100 170/100	H30 勧告 どおり	条例第 3 条による改正 後の第 8 条
ク	平成 31 年 6 月期以降の期末手当の支給割合の改定 (6 月期、12 月期の割合を平準化) 6 月 165/100、12 月 170/100 167.5/100	H30 勧告 どおり	条例第 4 条による改正 後の第 8 条

(3) 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正

	改正の内容	摘要	該当条項
ケ	平成 30 年公民較差による給料表の改定	H30 勧告 どおり	条例第 5 条による改正 後の第 5 条
コ	平成 30 年の期末手当の支給割合の改定 6 月期の期末手当の支給割合 165/100 12 月期の期末手当の支給割合の改定 165/100 170/100	H30 勧告 どおり	条例第 5 条による改正 後の第 6 条
サ	平成 31 年 6 月期以降の期末手当の支給割合の改定 (6 月期、12 月期の割合を平準化) 6 月 165/100、12 月 170/100 167.5/100	H30 勧告 どおり	条例第 6 条による改正 後の第 6 条

3 施行期日等

(1) 施行期日

- ・ 2 の表中 ア～エ・キ・ケ・コ 公布の日
- ・ 同オ・カ・ク・サ 平成 31 年 4 月 1 日

(2) 適用日

- ・ 2 の表中 ア・イ・エ・ケ 平成 30 年 4 月 1 日
- ・ 同ウ・キ・コ 平成 30 年 12 月 1 日

4 検討内容

本件条例の内容は、平成30年10月10日付け佐賀県人事委員会勧告を踏まえたもの及び給与法改正に準じて規定を整理するものとなっており、異議ないものと認められる。

乙第 29 号議案 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（案）

1 改正の理由

平成 30 年 10 月 10 日付け佐賀県人事委員会勧告に鑑み、佐賀県公立学校職員の給与改定等を行うため。

2 改正の内容

	改正の内容	摘要	該当条項
ア	宿日直手当の勤務 1 回に係る上限額の改定 普通宿日直 4,200 円 4,400 円 等	H30 勧告 どおり	条例第 1 条による改正 後の第 18 条
イ	平成 30 年の勤勉手当支給割合の改定 6 月期の勤勉手当の支給割合 再任用職員以外 90/100 上記のうち特定幹部職員 110/100 再任用職員 42.5/100	H30 勧告 どおり	条例第 1 条による改正後 の第 21 条

	上記のうち特定幹部職員 52.5/100 12月期の勤勉手当の支給割合の改定 再任用職員以外 90/100 95/100 上記のうち特定幹部職員 110/100 115/100 再任用職員 42.5/100 47.5/100 上記のうち特定幹部職員 52.5/100 57.5/100 給与法改正に準じた規定の整理		
ウ	平成 30 年公民較差による給料表の改定	H30 勧告 どおり	条例第 1 条による改正後の別表第 1 ~ 第 4 (第 5 条関係)
エ	平成 31 年 6 月期以降の期末手当の支給割合の改定 (6 月期、12 月期の割合を平準化) 再任用職員以外 6 月 122.5/100、12 月 137.5/100 130/100 上記のうち特定幹部職員 6 月 102.5/100、12 月 117.5/100 110/100 再任用職員 6 月 65/100、12 月 80/100 72.5/100 上記のうち特定幹部職員 6 月 55/100、12 月 70/100 62.5/100	H30 勧告 どおり	条例第 2 条による改正後の第 20 条
オ	平成 31 年 6 月期以降の勤勉手当の支給割合の改定 (6 月期、12 月期の割合を平準化) 再任用職員以外 6 月 90/100、12 月 95/100 92.5/100 上記のうち特定幹部職員 6 月 110/100、12 月 115/100 112.5/100 再任用職員 6 月 42.5/100、12 月 47.5/100 45/100 上記のうち特定幹部職員 6 月 52.5/100、12 月 57.5/100 55/100	H30 勧告 どおり	条例第 2 条による改正後の第 21 条

3 施行期日等

(1) 施行期日

- ・ 2 の表中 ア～ウ
- ・ 同エ・オ

公布の日
平成 31 年 4 月 1 日

(2) 適用日

- ・ 2 の表中 ア・ウ
- ・ 同イ

平成 30 年 4 月 1 日
平成 30 年 12 月 1 日

4 検討内容

本件条例の内容は、平成 30 年 10 月 10 日付け佐賀県人事委員会勧告を踏まえたもの及び給与法改正に準じて規定を整理するものとなっており、異議ないものと認められる。

報告事項

1 公務労組協議会地方公務員部会等からの要請書について

公務労組協議会地方公務員部会等から全国人事委員会連合会会長に要請書が提出されたことについて、事務局から報告した。

2 公文書開示請求拒否決定処分に係る審査請求の反論書について

行政不服審査法第 30 条第 1 項に基づき、審査請求人から、公文書開示請求拒否決定処分に係る審査請求の反論書が提出されたことについて、事務局から報告した。

その他

1 行事予定について